NO. 341 2017.6.30



②「秋田県地域福祉推進委員会の取組み」

- ・社会福祉関係の政策要望(p2)
- ・総合相談・生活支援拠点の整備に向けて(p3)
- ・社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動 推進検討委員会報告(p6)
- 1 皆様の善意
- № 平成29年度秋田県社会福祉協議会事業計画及び予算
- 🎮 職場紹介リレー
- № シリーズ "こだわりの品質"



社会福祉 秋田県社会福祉協議会

http://www.akitakenshakyo.or.jp

特集

秋田県地域福祉推進委員会の取組み

ジをご覧ください。 社会福祉関係の政策要望は2ページを、専門委員会報告は3ページから7ペー平成28年度の取組みについてご報告します。

■社会福祉関係の政策要望

換を経て、この度、要望項目に対する回答がありました。出し、平成28年11月7日、県の関係各課長等と福祉関係団体による意見交組むべき課題を要望項目としてまとめ、県健康福祉部長あてに要望書を提入田県地域福祉推進委員会では、福祉団体から寄せられた全県的に取り

ショートステイの整備について障害者の地域生活移行に伴う

【県障害福祉課の回答】

1 共同生活援助(グループホーム)事業所の設置状況についてム)事業所の設置状況について、の移行を促進するためには、住まいの場であるグループホームを確保することが重要であり、全国的に整備が進められております。本県においても、平成26年度には67事業所(定員1,002人)から、平成28年度には67事業所(定員1,002人)から、平成28年度には67事業所(定員1,002人)から、174人)に増加しております。

にあります。ループホームを利用している状況ループホームを利用している状況されておらず、近隣の市町のグ利用者の確保等の課題により設置で未設置ですが、小規模町村では、

この計画に基づく具体的な取組に画に定めております。県としては、めの方策を各市町村の障害福祉計必要なサービス見込量と確保のたにでは、原害福祉サービスについては、

いります。となどにより引き続き支援してま対して、施設整備費を補助するこ

止及び福祉人材の確保について平成30年介護報酬改定の減額阻

【県長寿社会課の回答】

(1) 求職者の掘り起こしに向けた2 介護人材の確保について

会による県内3カ所での理解促地域住民向けには、介護福祉士普及活動の強化

1

講座を実施しており、引き続ま 高生向けには、介護の授業出前さ 進イベントを開催するほか、中

き介護職の理解促進とイメージ

- でおります。 アップに取り組んでまいります。 アップを図っていきたいと考えいく中で、介護職のイメージの周知・広報等の取組を進めての周知・広報等の取組を進めての週知・広報等が記証評価制度の来年でおります。
- ③介護福祉士養成校の修学者確保
- (3)介護福祉士修学貸付制度の強化(3)介護福祉士修学貸付制度の強化
- にせい。 限度額の引き上げは考えており でありますが、現状としては、 が、鋭意取り組んでいるところ は、鋭意取り組んでいるところ

2 総合相談・生活支援拠点の

〜秋田型総合相談・生活支援拠点あり方検討委員会の取組み〜

援拠点あり方検討委員会」を設置し、今後の推進方策をまとめました。援拠点のあり方について調査研究を行うため、「秋田型総合相談・生活支の縦割りの弊害をなくし、横断的で総合的な相談支援体制の構築や生活支秋田県地域福祉推進委員会では、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等

検討の背景

本会では、平成17年度から「地域福祉トータルケア推進事業」を自己できました。その成果と課題を踏まえ、平成26年度から「地域を踏まえ、平成26年度から「地域を踏まえ、平成26年度から「地域を踏まえ、平成26年度から「地域を踏まえ、平成26年度から「地域を踏まえ、平成26年度から「地域を踏まえ、平成26年度から「地域高祉再構築推進事業」(県委託事業)で地域福祉推進のための課題を踏まえ、平成17年度から「地域高祉下である「総合相談・生活支援の仕組みづくり」という。

にした「新しい地域包括支援体制」ジョン」で全世代・全分野を対象たな時代に対応した福祉の提供ビー方、国では平成27年9月に「新

し取組みを進めています。 し取組みを進めています。 し取組みを進めています。 し取組みを進めています。 し取組みを進めています。 し取組みを進めています。

の 大高齢化や人口減少が急速に進行 の縦割りの弊害をなくし、対象者 する本県にあって、制度や施策 を限定しないワンストップの横断 の縦割りの弊害をなくし、対象者 の縦割りの弊害をなくし、対象者 の縦割りの弊害をなるし、対象者 の縦割のが急速に進行 みの方向性が重なることから、少 みの方向性が重なることから、少

総合相談機能について

- ◆既存の各種相談機能を包含した
- ①地域の各種相談窓口の一元化
- 市町においては、旧町村ごとに市町村合併によって広域化した備する。
- 集約する。
 生物を活用し、相談窓口機能を整備するか、既存の相談機関の整備するか、既存の相談機関のをがある。

サテライトの総合相談拠点を整

- する。 権利擁護センターの機能を包含 を援制度の自立相談支援機関と が設備を関係を担合。
- **体制の構築** ②包含できない相談機関との連携
- 「地域ケア会議」等地域の関係者による各種ネットワーク会議等を活用し、制度の狭間の問題や検討など、横断的な支援調整の検討など、横断的な支援調整の
- やアセスメントシートを統一すすべての相談機関は相談受付票

する。できる連携シートを開発・活用に録し、専門職や他機関が共有

- ③専門職の配置
- 総合相談拠点には、各相談機関総合相談拠点には、各相談機関に 以下「SC」という。)や、生活支援コー制整備事業による生活支援コー制整備事業による生活支援は、を相談機関
- ・「市町村地域福祉計画」に総合相④市町村地域福祉計画への位置づけ④市町村地域福祉計画への位置づけの市町村地域福祉計画への位置づける場所である。
- 画」と一体的に策定する。 市町村社協の「地域福祉活動計談拠点の整備を位置づけ、 更に談地点の整備を位置づけ、 更に

①拠点の確保 地域には、

- 位置づけ、 居場所機能が確保されているた きいきサロン」など住民の これを生活支援拠点として 活用する。 すでに「ふれあい
- 空き家などの資源を有効活用す などのほか、廃校舎や空き店舗、 コミュニティセンター、公民館
- められており、社会福祉施設な域における公益的な取組」が求 どの施設機能を活用するほか、 考える。 企業等の地域貢献による活用も

②専門職の派遣

総合相談拠点から、CSWやS 生活支援拠点を訪問し、地域住 Cなどの専門職が必要に応じて 民からの相談支援体制を確保す

③アウトリーチによる対応の強化

生活支援拠点に配置した専門職 帯を積極的に訪問して情報を把が、問題を抱えている個人や世 握する。

④総合相談へつなぐ仕組みづくり

地域の民生児童委員や福祉協力 (世帯)に関する相談や情報提供 (福祉員)からの気になる人 地区社協、 町内会福祉

> をつくる。 部などから "つながる* 仕組み

践経験のある人材が望まれます。 ネットワークがあり、スキルと実 ・専門職の養成・配置 専門職は、 地域や関係機関との

① C S W

本会では、 会福祉法人職員等もコミュニ ほか各分野の相談支援職員や社 修を実施しており、 末で275名修了) して養成している。 ティソーシャルワーク実践者と 平成17年から養 、社協職員の年から養成研 (平成28年度

⑤学ぶ

S C

秋田県が養成研修を実施してお は1層で11名、 される。(平成28年11月現在で 校区等日常生活圏域)に配置 163名修了、うちSCの配置 (市町村全域) と2層(中学 生活支援体制整備事業の1 2層で20名

生活支援機能について

①交わる ◆集う(多世代交流拠点として)

様々な問題を抱えている当事者 の社会参加、 0) や同じ悩みを持つ人の情報交換 場、引きこもりや不就労者等 自立促進のきっか

②楽しむ

様々な世代の人が楽しみ交流す

生活支援拠点との送迎や、 物など地域の交通手段機能。 買

場。 学前児童の託児や学童保育の高齢者のミニデイサービス、就

住民の特技を生かした習い事や

中山間地域における冬期間の共同 生活の場や一時的な生活の場。

相談・訪問・つなぐ

多世代の住民が集うことで気に て気づき、早期発見できる仕組 住民参加による見守り機能とし なる人や世帯の情報を共有し、

②アウトリーチの強化

ため、受け身ではなく積極的に

総合相談拠点からCSWやSC

けづくりの場

る場。

③ 送迎

④預かる

⑥泊まる 小中学生の学習指導など、 な世代に応じた学びの場。 様々

①ネットワークの形成 みを確立する。

気になる人や世帯の状況把握の 地域を訪問する。

③専門職の配置 (派遣)

きる環境・体制をつくる。 より、地域住民が気軽に相談で などの専門職を派遣することに

生活支援

①フォーマル

療の専門職による生活習慣の改助)、通所・訪問C型(保健・医 シルバー人材センターの 善指導等)など。 問A型(NPO等による生活援 防・生活支援サービスの通所A サービスのほか、 療の専門職による生活習慣の するミニデイサービス等)や訪 (行政の委託で社協等が実施 新しい介護予

②インフォーマル

地域住民による支え合いの互助 ロンや居場所づくり、通所B型活動で、ボランティア主体のサ (生活援助)など。 介護予防運動等) や訪問B型

拠点の設置について

れています。 での相談支援体制の確立が求めら 囲になる中で、 せて社協も統合され、 合併した市町では行政機能と合わ 69市町村が25市町村に再編され、 本県では、 平成の大合併により 住民に身近な場所 地域が広範

市町村によって人口規模や小

中学校区 り整理しました。 生活支援拠点のあり方を次のとお 設置形態も多様である実態を踏ま な り、 「域の形態に応じた総合相談・ 地域包括支援センター 一など住民の生活圏 域 が の異

① 町 村 (単独)

- が 小・中学校が1 を最低1か所設置する。 11か所のため、 で地域包括支援センター学校が1校(一部の町 総合相談 談拠点 ĺ を
- 町 小学校区に設置する。 生活支援拠点は小学校区又は 旧
- する。 が 旧町村に小・ 相談拠点を町に最低1か所設置 は 合併後の町に中学校1校の町と なあり、 いずれも1か所のため、 地 域包括支援センター 中学校がある町と、 総合
- 拠点を確保する。サテライトは、 ビスセンター等を活用する。 社協の支所・センターやデイサー 町村にサテライトの総合相談
- 小学校区に設置する。 生活支援拠点は小学校区又は旧
- ③
- 態が異なる。●市に1か所、❷地域包括支援センターの設置形 旧 人口規模やエリアごとに複数、 市町村に小・中学校があり、 市は人口規模やエリアごと

応じて設置する。 談拠点を旧 0) の形態に分かれるに複数で旧町に1 市又は人口規模等に るため、 総合相 と3つ

- ビスセンター等を活用する。 社協の支所・センターやデイサー 拠点を確保する。 旧 町村にサテライトの総合相談 サテライトは、
- 秋田市 生活支援拠点は小学校区又は 小学校区に設置する。

(4)

- 設置エリアごとに総合相談拠点援センターが設置されており、 旧 を整備する。 おおむね中学校区に地域包括支 町は地域包括支援センター
- 関との協働の仕組みを構築する。 を担い、各総合相談拠点や関係機 市社協や自立相談支援機関が中核 談拠点を整備する。 1 か所のため、 それぞれ総合相 が

ら「人・モ

共有しなが

③ 市【合併】

生活支援拠点

ノ・カネ・

⑤ 市 小学校区に設置する。 生活支援拠点は小学校区又は 旧

により、

約するなど

情

報

を集

② 町村【合併】

生活支援拠点

果として財

政

的にも効

り、 鹿 リアごとに複数設置しているた る旧町村単位に小・中学校があ 台相談拠点の確保も考えられる。 所とするが、エリア 角市は昭和40年代の合併によ (単独) 総合相談拠点を市に最低1 地域包括支援センターをエ 旧町村にサテライトの が広範 囲

生社会の

実 共

区分

では地域

また、

現

を目的 にモデル

指

がります。率化につな

① 町村【単独】

拠 心点の整備に向け

は、 各種制度 の整備を着実に進めるため 市 町 村で総合相 施策の実施主体 談 • 生活支援 に

> 財源として しており、 地 域 分 7 総合相談体制づくりの強化推進事業」を実施 積極的な活用が期待さ

と協力が不 行政の理解 可 あ 欠です。 る市町村

考

・既存のサロン活

備

旧

は市町村に おける既存 具体的に

組み、人材の制度や仕 等を再編成 経験や

※CSW=コミュニティソーシャルワーカー

④ 秋田市

生活支援拠点

ノウハウを

◇それぞれの総合相談・生活支援拠点イメージ(鹿角市を除く)

小坂町、上小阿仁村、藤 三種町、八峰町、美郷 能代市、横手市、大館市、 里町、五城目町、八郎潟 町、井川町、大潟村、羽 ĦТ 男鹿市、湯沢市、由利本 荘市、潟上市、大仙市、 後町、東成瀬村 北秋田市、にかほ市、仙 补協 総合相談拠点 総合相談拠点 自立相談支援機関 市町村 福祉事務所 等 総合相談拠点 第 1 層 連携 人口規模 協働 C ・福祉施設等へ С S S 総合相談 総合相談 の相談機能 旧市町村 (サテライト) サテライト) S W W 総合相談拠点 W 等 等 第2層 С C S W C S 中学校区 等 支 支 SW等支援 W 援 援 支 等支援 施設機能の関 等支援 小学校区 援 (旧小学校区) 福祉施設

※鹿角市については本文「拠点の設置について」⑤参照

生活支援拠点

町内会

集落

第3層

| 社会福祉法人の連携・協働による

地域公益活動推進検討委員会報告~

や他県の取組事例などを参考に検討を行いました。会」(以下「検討委員会」)を設置し、国、全国社会福祉協議会の推進方策協議会では「社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動推進検討委員社会福祉法人の責務として位置づけられたことを踏まえ、秋田県社会福祉平成28年3月の社会福祉法改正に伴い「地域における公益的な取組」が

)社会福祉法人の責務と法の解釈

平成28年6月1日に出された厚生 平成28年6月1日に出された厚生 学働省課長通知「社会福祉法人の地域における公益的な取組みに関する考え方や具体例が示されました。平成28年度に本会が行った「社会福祉法人・社会福祉施設の が で、地域公益活動に関する状況調査」(以下「通知」)において、公益的な 取組みに関する考え方や具体例が示されました。平成28年度に本会が行った「社会福祉法人・社会福祉施設の が で、地域公益活動に関する状況調査」(以 地域公益活動に関する状況調査」(以 地域公益活動に関する状況調査」(以 地域公益的な取組みと判断しにくいもの公益的な取組みと判断しにくいもの公益的な取組みと判断しにくいもの公益的な取組みと判断しにくいもの公益的な取組みと判断しにくいもの公益的な取組みと判断しにくいもの公益的な取組みと判断しにくいもの

な活動が該当するのかわかりにくい」みの理解や解釈が困難」、「どのようまた、法人や施設側からは「取組

になりました。されていない面があることが明らか等の指摘も多く、通知が十分に理解

地域における公益的な活動を推進地域における公益的な活動を推進するためには、法人の役職員が「社するためには、法人の理党や意義」などを共有し、法人の理念や意義」などを共有し、法人ので応えようとする意識が重要だと

○地域の多様な生活福祉課題へ

重要となっています。 に伴い、地域社会や家庭機能が変化に伴い、地域社会や家庭機能が変化でおり、これらに目を向けることが深刻で多様な生活福祉課題が山積しており、これらに目を向けることが可能がある。

した。「地域のニーズ把握」について握が必要とする法人が約三割ありま調査結果からは、地域ニーズの把

は日常相談業務や既存の地域福祉関係のネットワーク会議、各関係団体(行政、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会など)との会議・研修会の場などを活かし、情報収集することが考えられます。社会福祉協議会は、住民の生活福祉課題の情協議会とその他の法人施設との連携協議会とその他の法人施設との連携はまだ十分とはいえず、これらの連携を強めていく必要があります。

取組みへの課題

今後も少子化が進むことが予想され、福祉人材養成校への入学者の減少、介護福祉士国家試験受験者の減少といった状況から、調査では「職員の確保自体が困難」、「職員が少なく日常業務で一杯で現人員では対応できない」、「公益活動を行うと、職員負担になる」などの意見がありました。

ください。

また、小規模法人の課題として、「職 員数が少ない」、「施設スペースが狭 員数が少ない」、「施設スペースが狭 い」などが挙げられています。法人 体と連携し、経費や物品を出し合っ 体と連携し、経費や物品を出し合っ など、当番制で職員体制を組むなど たり、当番制で職員体制を組むなど し、公益活動の共同実施で対応する し、公益活動の共同実施で対応する し、公益活動の共同実施で対応する として、「職

) 県内の取組み事例

県内においても各地域のニーズや

があります。 し工夫しながら取り組んでいる法人が持つ専門知識・技術、機能を活かが持つ専門知識・技術、機能を活かがまつまして、これが検討を進め、離題を踏まえ、法人が検討を進め、

◇人材確保・養成支援の事例 〈中門職が参画する協力事業の事例 〈専門職が参画する協力事業の事例 〈神門職が参画する協力事業の事例 〈施設機能活用の事例 〈施設機能活用の事例 〈施設機能活用の事例 (社会資源、専門知識・技術の提供) 「独居高齢者の洗濯支援」、「難病者 への入浴支援」、「社会参加活動の場 の提供や就労に向けた支援」 の提供や就労に向けた支援」 の提供や就労に向けた支援」 、「社会福祉法人の連携・協働による地域 公益活動推進検討委員会報告書」を御覧 公益活動推進検討委員会報告書」を御覧

○活動を積極的にアピール

を活動に紹介しない場合には公益的 な活動に取り組んでいないと見なされ、現状を理解を高めていくためには、 関する理解を高めていくためには、 関する理解を高めていくためには、 関する理解を高めていくためには、 関する理解を高めていくためには、 ともありれ、現状を理解されないこともありれ、現状を理解されないこともありれ、現状を理解されないこともありれ、現状を理解を高めていないと見なされ、現状を理解を高めていると、 と話動に取り組んでいないと見なされ、現状を理解を高めているには公益的な活動を実施していても、

打開連携・ 人材育成で困難を

ります。 け皿づくりを促進し、地域公益活動課題への対応と社会資源としての受 の普及を進めています。現在、 募金助成事業)により、地域の生活 地域公益活動推進モデル事業」(共同 連携協働による活動の可能性が広が は応募について御検討をお願いいた 公益活動の対応を準備している法人 施設と社会福祉協議会の連携による 福祉協議会が機能を発揮することで、 ラットホームとして、各市町村社会 での取り組み方があります。 法人単位、 本会では「社会福祉法人・ 市区町村域単位、 ズに応じて、 各社会福 そのプ 地域

取組皮の はざまにある課題 の

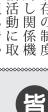
活困窮者支援などは全国的に取り組活困窮者支援などは全国的に取り組活困窮者支援はまれていますが、生活困窮者支援はまれていますが、生活困窮者支援はまれていますが、生活困窮者支援は 動経費の捻出と併せ、 をあげているところもあります。活 る課題の解決への取組みとして、 コミュニティソーシャルワーカーの 育成する必要があります。本会では、 度外のことや制 度のはざまにあ 担当者を配置・

> り組む専門職の養成に取り組んでい関職員や住民とともに支援活動に取 に限らず、 るところです。 では対応が困難な課題に対し関係機養成研修を行っており、既存の制度 地域福祉活動の推進に結びついてい トワークが形成され、 研修受講後は受講者同士のネッ 広く受講できる研修であ 社会福祉協議会職員 研修受講後の

○全県域での法人連携協働に向

行い、 り具体化には至りませんでした。 連携・協働により全県域で行うこと 助」、「食糧等の提供」などを法人の を検討しましたが、様々な課題があ 施設が担当職員を配置し総合相談を 人や緊急を要する場合に「経済的援 初、 制度のはざまで苦しんでいる 検討委員会では、 参加:

地域福祉の充実に向けて、今後も、 ます。このような課題はあるものの 加率は8%~30%程度)などがあり事業実施が困難になること(他県参 題としては、 社協のモデル事業の実施状況なども や他県の状況・情報収集を行い、県 施設種別協議会との情報交換、県内 社会福祉法人経営者協議会・各福祉 毎年の拠出金の確保(人件費や事務 合性などが挙げられます。本会の課 費)、食料品等の管理、他制度との整 ては、相談業務への担当職員の配置、 全県域で行う場合の主な課題とし 引き続き検討を進めます。 参加法人が少ない場合、















株式会社NTT東日本サービス 営業推進部

Web・サポート部門

秋田サポートセンタ様

530,

【平成29年1月~3月末日現在】

◎ご寄附◎

- 秋田県商工会女性部連合会 3,0, 0 0 0 円 様
- 男鹿水族館GAO 様
- 2 8 0, 8 0 8 円
- 秋田銀行吹奏楽団 様

5, 0 0 0 円







◎災害遺児愛護基金給付金◎

入学祝金 6 件

3 0 0,

000円

卒業祝金 5 件

円

3,0, 0 0 円

善意の募集について

からの社会福祉へのご寄附をお待ち県民の皆様、各企業・各種団体様 しております。

使途に関するご希望について

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

災害遺児愛護基金事業関係

加藤建設株式会社

加藤会 4 6,

様

る「指定寄附」があります。詳しく般寄附」と、寄附者が使途を特定す 祉の推進全般において活用する「一ボランティア活動の推進など地域福 はお問い合わせください。 主に地域における社会福祉活動や

問い合わせ先

NTTマッチングギフトプログラム

2,6,

秋田市東部ブロック子ども会育成連絡協議会

様

株式会社エヌ・ティ・ティ

エムイー

東北事業所 秋田ネットワークサービスセンタ様

NTT秋田社会貢献推進会議様 株式会社NTT東日本-東北秋田支店様

平 成 29 |年度秋田県社会福祉協議会事業計画及び予算

基本方針

多 よる生活支援の強化 様な主体との協働

合相談・生活支援拠点あり方検討委が進む中で、本会として「秋田型総支援体制の整備の在り方」等の検討 り方」、「市町村による包括的な相談課題の解決力強化・体制づくりの在国において「住民主体による地域 ルケア推進事業」の再構築を図り、員会」報告を基に、「地域福祉トータ について検討を行います。 本県における地域福祉推進のあり方

きいきサロン」、「小地域ネットワー整備を図るとともに、「ふれあい・いめに取り組む「地域支え合いの仕組的に取り組む「地域支え合いの仕組がる状況を踏まえ、町内会や自治会 援活動の充実に向けた方策を検討しク活動」の実態把握を行い、生活支 による生活支援の拡充が求められて業」において、住民同士の助け合い しい介護予防・日常生活支援総合事また、介護保険制度改正による「新

続き実施するとともに、地域福祉を成と応用力強化のための研修を引き 担う主体(住民)形成を目的とした「福 ニティソーシャルワーク実践者の養更に、地域福祉推進を担うコミュ

> プログラム開発の支援と実践を推進 ミナーを通じ、 祉教育」の全県 市町村社協における外的な普及に向け、セ

大を図ります。同時に、本事業利用大を図ります。同時に、本事業利用拡明社協方式を全市町村社協方式に変的社協方式を全市町村社協方式に変いするため、平成29年4月から基幹にするため、平成29年4月から基幹を踏まえ、利用ニーズの増大に対策事業」は、あり方検討委員会の答 金銭管理等を行う「日常生活自立支福祉サービスの利用援助及び日常的地域社会で自立して生活するために 事業を継続実施します。 ためのシステムの確立や市町村社協者が成年後見制度に円滑に移行する による法人後見実施に向けたモデル

制度」との連携によって、多様、かつ、討するとともに、「生活福祉資金貸付 明らかにし、解決に向けた方策を検協の取組み状況や実施上の課題等を ことから、事業を受託する市町村社 見直し作業を進めることとしている実施拡大が求められる中、国では、支援制度」は、全国的に任意事業の 複合的な課題を抱える世帯に対して より効果的な相談支援活動が展開で 3年目を迎えた「生活困窮者自立

障害者等で判断能力が不十分な方が、認知症高齢者・知的障害者・精神

支援していきます

ル事業」を新たに実施します。にした「子どもの貧困対策推進モデにした「子どもの貧困対策推進モデ開(子どもの居場所づくりなど)に開(子どもの居場所づくりなど)に 的な援護を必要とする世帯の自立促にした資金貸付事業を継続し、社会を退所し就職や進学する者等を対象 した資金貸付事業、児童養護施設等を目指すひとり親家庭の親を対象にこのほか、就職に有利な資格取得 対策が進む動きに合わせ、 ロわせ、地域におれて子どもの貧困

【重点事業】

進を図ります。

○地域福祉トータルケア推進事業の ○新たな権利擁護体制の構築モデ

○子どもの貧困対策推進モデル事業 事業の実施

強

(階層別及び職域別)のほか、介護職 から受託している福祉保健研 化と質の高いサービス提供社会福祉事業者の経営基盤

一努めます

す。 システム」の円滑な利用を促進しまから本格運用を開始する「研修受付 効率的に処理するため、平成29年度さらに、受講申込・受付を迅速・

足する福祉人材の確保を図ります。育士修学資金貸付事業に加え、新たに保修学資金貸付事業に加え、新たに保修せて、既に実施中の介護福祉士向けた研修等に取り組みます。 積極的な取組みが求められており、や地域社会に貢献する法人としての営利性にふさわしい経営組織の構築社会福祉法人は、その公益性・非 引き続き経営相談事業の充実を図る など、社会福祉法人経営の強化

による運営監視に努めます。 努めるとともに、引き続き日常生活機関の紹介などの相談機能の発揮に 設と社協の連携による地域公益活動た取組みとして、「社会福祉法人・施 れた「地域における公益的な取組」 自立支援事業への適切な助言・指導 情対応や解決のための助言、適切な と福祉サービスの質の向上を目指す福祉サービス利用者の利益の保護 推進モデル事業」を継続実施します。 運営適正化委員会」では、的確な苦 た、 地域公益事業の実施に向け 社会福祉法改正で責務化さ

の積極的な受審促進を図り、利用者質向上を図りながら第三者評価事業向上については、調査者の確保と資 本位のサービスの質の向上を目指 また、福祉サービスの質の 確 保・

業の実施による地域公益活動推進モデル事○社会福祉法人・施設と社協の連携)保育士修学資金貸付事業の実施)福祉保健従事者研修の充実)福祉人材の確保とマッチングの促進

するとともに、本県を取り巻く様々携・協働によるネットワークを強化員会における関係機関や団体との連の解決に向けては、地域福祉推進委の解決に向けては、地域福祉推進委 3 向生 活福 けた機能強化 社課題の 解 决

な福祉課題の調査・

研究活動を通

を開始年度とする地域福祉活動計画引き継ぎなどを踏まえ、平成30年度店る秋田県長寿社会振興財団事業の据えるとともに、平成30年度に予定据が、2000年度に予定に、2000年度に予定により、2000年度に を策定します。 言活動の充実に努め

検討委員会」で取りまとめた方向性田型総合相談・生活支援拠点あり方また、平成28年度に設置した「秋 策について検討を行います。 を踏まえ、今後の市町村社協におけ る地域福祉実践の具体的な取組み方

報、会員向けメールマガジンの内容心を高めるため、ホームページや広県民の社会福祉に関する理解と関 るとともに、社会福祉大会や県民充実など情報提供機能の強化に努め ため、寄附や募金活動を通じて社会 進や災害遺児等への支援に役立てる 福祉関係者の共通理解を図ります。 フォーラムの開催などを通じて県民・ 貢献活動の拡充に努めます。 更に、県民の善意を地域福祉の推

(単位:千円)

予算額

71,079

(重点事業)

○種別協議会・団体との連携・協働 よる地域福祉推進委員会の機能強化 ○地域福祉活動計画の策定

平成29年度一般会計予算

事業・拠点区分と主な事業内容

組織・ 経営の強化

基本方針

政基盤の確立が重要であり、引き続推進するためには、本会の組織・財ながら、全県の地域福祉を総合的にめとする関係機関・団体等と連携し 市 町村社協や社会福祉施設をはじ

法人運営事業

織の対応指針となるリスクマネジメ で、災害発生等の緊急時における組また、自然災害が多発している中 り組むとともに、 託事業の確保、拡充に努めます また、自然災害が多発している 何 滑な運営と組 国・県の補助・呂と組織の強化に •

極的に会員の拡充及び会費の増強にに、会員及び会費規程に基づき、積 様な自主財源の確保に努めるととも自動車リース化などの促進を図り多 さらに、施設の火災・自動車共済、

に 受取

ントの充実を図ります。

化による修繕箇所も多くなっているオープンから30年を経過し、経年劣秋田県社会福祉会館については、 努めます。

館運営を目指します。 の利用促進と、県民に親しまれる会 た駐車場の円滑な運用等による一層 た駐車場の円滑な運用等による一層 の利用促進と、県民に親しまれる会 の利用促進と、県民に親しまれる会

)秋田県社会福祉会館の適正な運営

14,431 582,173

2,932 企画広報及び調査研究事業(社会福祉大会開催、広報発行等) トータルケア関連事業等の市町村社協支援事業 2,280 28,654 各種別協議会支援、研修事業 ボランティア活動推進事業 (災害ボランティアコーディネーター養成等) 2,990 2,931 6 民生委員互助共励事業 共同募金配分金事業 8,701 8,631 退職手当積立事業 ふれあい安心電話システム推進事業 16,950 553 10 善意銀行(県民や企業、団体等からの寄附の受入、調整、払出) 2,913 11 地域福祉推進委員会事業 12 福祉職場の求人斡旋等の福祉保健人材センター事業 20,497 5,039 13 福祉施設経営指導事業 1,774 14 福祉サービス評価事業(第三者評価) 15 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) 45,129 16 介護人材確保対策事業 35,798 8.019 17 運営適正化委員会事業(福祉サービス苦情相談受付・解決) 18 秋田県災害遺児愛護基金事業(災害遺児養育者へ給付金支給) 4,820 26,167 秋田県福祉保健研修センター事業 52,720 介護福祉士修学資金貸付事業 ひとり親家庭高等職業訓練貸付事業 12,444 19,707 児童養護施設退所者等自立支援貸付事業 112,771 保育士修学資金貸付事業 収益事業 秋田県社会福祉会館管理運営事業 74,243

一般会計合計

種研修への参加を促進するとともに、また、職員の資質向上に向け、各 ○多様な自主財源確保の拡充と経費 ○会員制度の周知と会員拡大、 資格取得への支援を行います。 【重点事業】 節減 サービスの充実 会員

2

厚生事業



健康な心と体を育むために」

社会福祉法人たつの子会

保育士主任

西村 鵜川保育園

優子

生活や農業に深い関わり合いを持っていま どもたちが主体的に伸び伸びと遊べる環境 す。また、「メロン」「じゅんさい」と美味 の三つの種を語源とする川は大動脈として に由来し、「長寿の種」「福禄の種」「楽の種」 して誕生しました。その名称は に本園があります。 い食材が食べられ、自然豊かな場所で子 |種町は平成18年3月20日、 三町が合併 「三種川

の中で「共に育ち合う保育」を大切にして かな子ども」を保育目標に掲げています。 と共に子どもの育ちを支えるよう支援させ にし、子ども、 います。また、保護者のニーズや声を大切 いろいろな体験を通して未来に向かって 元気に遊ぶ子ども・感動する子ども・心豊 て頂いております。 「生きる力」を育み、年齢を超えた関わり 本園では、「健康な心と体を目指して~ 保護者の心に寄り添い家庭

う!!」~丈夫な体づくり~です **゙**たくさんあそぼう!!たのしくあそぼ 生活や遊びの中で転びやすい、 今年度の本園の園内研修は、 テー 注意力

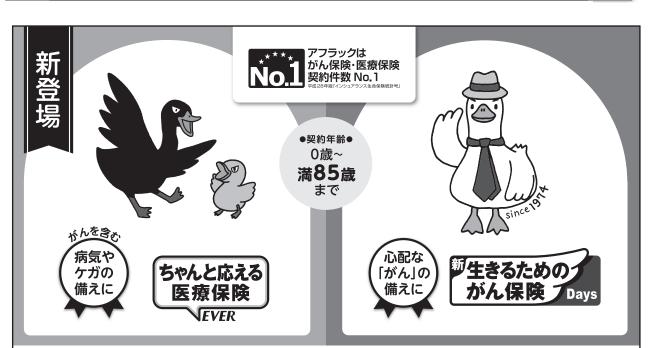
> から研修を進めることにしました。 体づくりができるようにしたいという願い く見られる本園の子どもたちの姿を受け止 が低下して怪我につながるような場面が多 園生活の中で事故や怪我のないように 遊びや様々な活動を通して丈夫な

すことを大切にしています。 た遊びを提供し、 えられるようなゲーム、表現遊び、はいは ます。また、日々の遊びの中には足腰を鍛 多様な動きが経験できるように工夫してい ています。一人ひとりの発達の特性に応じ いて怪我を防ぐことを意識できるようにし い運動などをし、転んだときに床に手をつ 坂道、バランス歩きと自然と関わりながら しています。散歩では、じゃり道、 天気の良い日は散歩、 主体的に楽しく体を動か 戸外活動を中心と 、山道、

でおります。 感などを育み、子どもたちの心と体の健康 を培うと共に、探究心、好奇心、自己肯定 基盤を育成することを目指し日々取り組ん すぐに結果のでるものではありません 幼児期に必要な体力、 ・運動能力の基礎



↑室内遊びの様子



■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

イ株式会社 秋田支店 2-81 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

アフラック 秋田支社 〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田3階 Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣課-2017-0005-1703018 1月16日

賠償・傷害のセットプランをおすすめします!!!

(平成29年度

北協保育所の損害補償

スケールメリットを活かした有利な補償と割安な保険料です。

◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

●簡単、便利な インターネットで手続きを

ふくしの保険 (保除期間1年)



基本セット補償		保険金額	年間保険料	
			定員数	保険料
賠償責任	対人賠償	1名→1億円 1事故→7億円	41~50名	22,700円
	対物賠償	1事故→1,000万円	51名以降 1〜10名増ごとに 90名まで	1,200円
	受託物賠償	200万円(自己負担なし)		
		うち現金補償→20万円限度	91~100名	29,300円
	人格権侵害	期間中→1,000万円	101名以降 1~10名増ごとに 150名まで	1,200円
	事故対応特別費用	期間中→500万円		
	被害者対応費用	1事故→10万円限度 (見舞金·見舞品は1名につき5万円限度)	151名以降 1~10名増ごとに	1,420円
園児傷害	死亡保険金	121.2万円	園児 1 名 1 口あたり (2口まで加入できます)	870円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%~100%		
	入院保険金	1,700円*		
	通院保険金	1,100円		

ı	http://www.fukushihoken.co.jp				
	基本セット補償保険料計算例				
	100名で加入の場合				
	賠償	29,300円			
	傷害 870円 ×100名 ×1口	87,000円			
	合計	116,300円			

年間保険料 天災セット補償 保険金額 保険料 定員数 対人賠償 1名→2億円 1事故→10億円 41~50名 28,000円 51名以降 1~10名増ごとに 対物賠償 1事故→1,000万円 1,500円 80名まで 200万円(自己負担なし) 受託物賠償 81~90名 33,900円 うち現金補償→20万円限度 91~100名 36,200円 人格権侵害 期間中→1,000万円 101名以降 1~10名増ごとに 150名まで 事故対応特別費用 期間中→500万円 1,500円 1事故→10万円限度 被害者対応費用 1,800円 (見舞金・見舞品は1名につき5万円限度) 死亡保険金 108万円 園児1名 後遺障害保険金 程度に応じて死亡保険金額の4%~100%

*手術保険金のお支払額は、入院中 の手術の場合:入院保険金日額の 10倍、外来の手術の場合:入院保 険金日額の5倍となります。



入院保険金

诵院保険金

プラン 1 保育所業務の補償 ● 基本補償

1,500円*

1.000円

新設 オプション3 看護師の賠償責任補償

- ② 個人情報漏えい対応補償
- 3 保育所の什器・備品損害補償

プラン 2 保育所利用者の補償

1口あたり

(2口まで加入できます)

プラン 3

1,190円

社会福祉法人役員の補償

保育所職員の補償

- 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償
- 保育所職員の労災上乗せ補償
- ② 保育所職員の傷害事故補償③ 保育所職員の感染症罹患事故補償

改定社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。 詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社 TEL: 02/22/40/51/27 TEL: 03(3349)5137

受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店)株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリ

障害者支援施設「はまなす園」(由利本荘市)の就労継続支援B型事 業で行っているクリーニング事業についてご紹介します。

> おり、10 入。 行っています。 いただきました。 取引先としてクリーニング事業を 害者支援施設 福祉施設や民間企業をメイン

事業は開設当初から

ました。 つ増やしながら、 当初からクリーニング事業を行って 福祉財団の助成で業務用の機械を導 業場はまるで工場。 な洗濯機の動作音 アイロンの蒸気の匂 現在に至るまで取引先を少しず 年前には中央競馬馬主社会 事業を拡大してき 平成4年の開設 いと熱、 事業所内の作 大き

作業の内容・工夫

クの忙しさが落ち着いた頃でした。 が増える時期は繁忙期。お伺いした 年始や夏休み、 になるよう指先で抑えながら、 ンがけの機械に挿入。 座面カバーのクリーニング。 洗濯機で洗ったカバーを、アイロ 月末はちょうどゴールデンウィー 取材中に行われてい 大曲の花火など運行 布が真っ直ぐ たのは、 年末 列車

> ます。 きたカバーに、汚れや皺が無いか しっかり確認し、 タイミングに合わせて入れて 納品の準備をします 反対側にきれいに乾いて出て 数を合わせてまと

作業の様子を見せて



さや素材が異なります。 にも難しくなります。 すい素材では、 座面カバーにも種類があり、 工程も増え、 皺になりや 技術的 大き

7

場所を分けて、間違いが無いように 多様です。納品先ごとに作業時間や 引もしているため、 ますが、若い方も増え、 モチベーションアップの工夫 工夫されていました。 この他に、福祉施設や病院との 15年以上働いているベテランも 、扱う品物は多種施設や病院との取 年齢層は

事業に関するお問い合わせ

障害者支援施設「はまなす」

由利本荘市岩城内道川字烏森150番地297

0184-73-3447 0184-73-3448

様々です。

利用開始時には作業体験

http://www.iwaki-hamanasu.org/

2017年6月号 平成29年6月30日発行 発 行/秋田県社会福祉協議会 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 TEL(018)864-2711 FAX(018)864-2702

しかできない難しい作業を行う利用取り入れています。事業所内で2人取り入れています。事業所内で2人ボーナスに評価を反映する仕組みを を分担するほか、工賃や年2回 いました。 利 用者の得意分野を踏まえて作業 「いつか旅行がしたい」と話 0)





ター ポート方法を検討します。 がら一人ひとりの利用者に合うサ を 行い、 や相談支援センターと連携しな 障害者就業・生活支援セン

施設入所支援(定員30名)・短期入所事業(空きベッド利用)、

(定員20名)・生活介護支援事業(定員20名)

が開設した障害者支援施設「はまなす園」平成4年5月に社会福祉法人岩城愛生命

法人岩城愛生会(東海林敬介理事

(遠藤正彦施設長)

就は、長

労継続支援B型事業

を展開しています。

「はまなす園

で